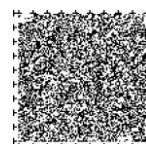


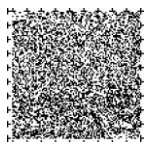
～駐車場を設置・管理する事業者の方へ～

障害者等用駐車区画の 適正利用に向けた ガイドライン



2013年8月
東京都





◆ はじめに

東京都では「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、病院、飲食店、物販店など、多数の方が利用する施設について、「整備基準」を設け、高齢者や障害者を含めたすべての方が円滑に利用できるようにするための整備を推進しています。

そのうち、駐車場については、車いすを使用する方など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために、通常の区画より幅が広く、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障害者等用駐車区画の設置を整備基準で定めています。

床面積が一定規模以上の物販店、飲食店、サービス店舗、集会施設、宿泊施設などでは、新設・改修の際に障害者等用駐車区画の整備が義務づけられており、既存の施設も含めて、これまで整備が図られています。

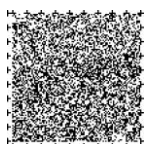
しかし、健常者が駐車して利用できない、などの声があるため、東京都は平成24年に、障害者や高齢者などの駐車場利用者と、施設を管理する事業者に対してアンケート調査を実施しました。

その結果も踏まえて、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために、適正利用に向けた効果的な対策事例などをまとめました。

駐車場を設置・管理する事業者の皆様が、このガイドラインを参考に、心の通ったユニバーサルデザインのまちづくりの観点からも、適正利用の推進に役立ていただくことを願っています。

◆ 目次

第1章	ガイドラインの趣旨・使い方など	1
第2章	各施設における取組事例	5
取組1	区画の床面を目立つ色で塗装	5
取組2	利用対象者を明示した看板を設置	6
取組3	「思いやり駐車区画」の設置	7
取組4	誘導員や警備員による案内・巡回	9
取組5	利用対象者に許可証や利用証を交付	11
取組6	専用ゲートの設置	13
取組7	館内放送・ポスター等による周知	15
取組8	不適正利用車両への警告文書の貼付	16
◇	東京都における取組について	17
(参考)	障害者等用駐車区画の適正利用に関するアンケート調査の結果について	20



◆ ガイドラインの趣旨

障害者等用駐車区画については、各種法令に基づく整備基準により、着実に整備が図られています。

しかし、「健常者が駐車している」、「区画の数が少ない」ことによって、必要としている方が十分に利用できていない実態があります。

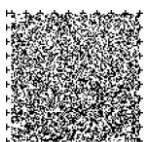
適正利用を推進するためには、まず健常者のモラルやマナーの向上を図り、障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深めてもらうことが重要です。

あわせて、必要としている方が利用しやすい環境をつくっていく必要があります。平成24年に東京都が実施した調査(*)では、医療・福祉施設や物販店、飲食店など、日常的に利用する様々な施設で適正利用の推進が求められています。

そのため、施設管理者が、適正利用に向けた対策を実施する際の参考となるよう、様々な施設において実際に行われている、効果的な対策事例を紹介することとしました。

それらを参考に、各施設管理者が、施設の実情に応じて対策を選択して実施していただくことで、より多くの施設において適正利用を推進することができます。

(*) 東京都では、平成24年に、駐車場利用者と施設管理者に対し、適正利用に関するアンケート調査を実施しました。結果の概要については20ページを参照ください。



◆ 障害者等用駐車区画とは

車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために設けられた専用駐車区画のことです。

特徴

- ① 車いす使用者が利用できるよう、幅が広い（3.5m以上）
- ② 建物の出入口やエレベーターホールなどに近い
- ③ 「障害者のための国際シンボルマーク」を表示

シンボルマークを表示した区画



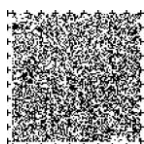
車いすで乗降する様子



車いす使用者は、乗降のために広いスペースが必要です。
通常の区画では利用できないことに十分配慮する必要があります。

※ 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための
世界共通のシンボルマークです。



～法令に基づく整備基準～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー新法施行令）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例において、整備基準が定められています。

● 整備に関する基準（遵守基準）

（１）駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を１以上設置

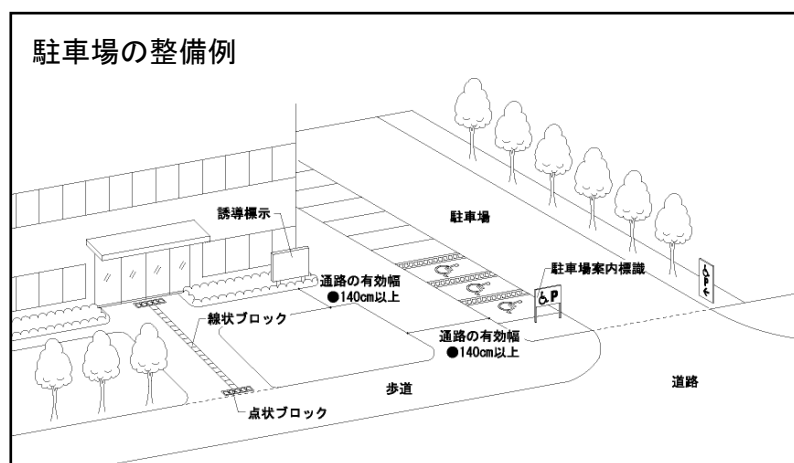
（２）車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること

- ・ 幅は、３５０ｃｍ以上とすること
- ・ 利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置
- ・ 利用居室までの経路について誘導表示を設置（条例で上乘せ）

● 区画の数に関する基準（努力基準）

全駐車台数が２００台以下 ⇒ 全駐車台数×１／５０以上

全駐車台数が２０１台以上 ⇒ 全駐車台数×１／１００＋２以上

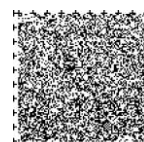


● 対象となる施設の用途・種類

以下のような用途・規模の施設において、駐車場を設置する場合に適用

<例>

- | | | |
|----------------------------|---|----------|
| ・ 医療・福祉施設（病院、老人ホーム等） | } | すべての規模 |
| ・ 文化施設（博物館、美術館、図書館等） | | |
| ・ 官公署（保健所、税務署等） | | |
| ・ 物販店（百貨店、スーパーマーケット等） | } | ５００㎡以上 |
| ・ 飲食店（ファミレス等） | | |
| ・ サービス店舗（銀行、郵便局等） | | |
| ・ 興行施設（劇場、映画館等） | } | １，０００㎡以上 |
| ・ 運動施設（スポーツセンター等） | | |
| ・ 共同住宅、事務所・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |



◆ ガイドラインの使い方

実際に行われている取組事例を紹介していきますが、対策は1つだけではなく、いくつか組み合わせるとより効果的となります。

施設の実情に応じて、実施可能な対策に取り組んでいただき、より多くの施設において適正利用の推進に役立ててください。

それぞれの特色を活かし、施設の規模や状況等に応じて、効果的と考えられる取組の例は次のとおりですので、参考としてください。

不適正利用が見られる、利用に関する苦情やトラブルのある駐車施設



効果的な取組事例

- 取組1：床面を塗装（P 5）
- 取組2：看板を設置（P 6）

さらに

障害者等用駐車区画の利用者が多い場合

- 取組3：思いやり駐車区画の設置（P 7）

さらに

全体の駐車区画数が多く、車両の出入が頻繁な場合

- 取組4：誘導員・警備員による案内（P 9）

さらに

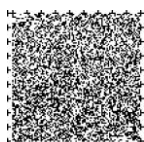
障害者等用駐車区画の利用者にリピーターが多い場合

- 取組5：許可証を交付（P 11）
- 取組6：専用ゲートの設置（P 13）

さらに

その他状況に応じて

- 取組7：館内放送・ポスター（P 15）
- 取組8：警告文書の貼付（P 16）



第2章 各施設における取組事例

取組1 区画の床面を目立つ色で塗装

障害者のための国際シンボルマークを表示することに加え、床面全体を目立つ色（青色など）で塗装します。

【効果・特徴】

- マークの表示だけでは駐車すると隠れてしまうことから、床面全体を塗装することにより、心理的な抑止効果が期待できます。
- 比較的大きなコストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約68%（514施設中349施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約62%（388施設中239施設）が導入しています。

事例 トピレックプラザ（大規模の物販店・江東区）

【駐車場の概要】

全973区画 うち「障害者等用駐車区画」22区画

【具体的な内容】

- ・ 障害者等用駐車区画を、全面水色で塗りつぶしている。
- ・ 他の白線を塗る際に、あわせて施工した。

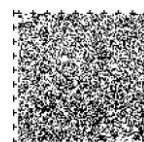
【導入前の利用者からの要望・苦情】

一般車がとめているという苦情があった。

【導入後の効果】

以前は月に数回程度の苦情があったが、最近はほとんど苦情がない。

床面を水色で塗装



取組 2

利用対象者を明示した看板を設置

障害者等用駐車区画付近の分かりやすい場所に看板を設置し、利用対象者を表すマークなどを明示します。

【効果・特徴】

- 利用できる人を明示した看板を設置することで、それ以外の必要のない人の駐車を抑止することができます。
- 比較的大きなコストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約64%（514施設中331施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約55%（388施設中214施設）が導入しています。

事例 東村山市子育て総合支援センター（官公庁）

【駐車場の概要】

全24区画のうち「障害者等用駐車区画」2区画

【具体的な内容】

各区画の間に、当該区画の利用対象者（障害者・内部障害者・けが人・妊産婦）を明示した看板を設置している。

【導入の経緯】

市役所本庁舎を新設する際、妊産婦がとめにくい、等の話があり、看板を設置したところ、一定の効果があつたため、子育て総合支援センターでも導入することとした。

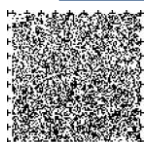
【導入後の効果】

特に苦情等はない。

【導入にあたっての留意点】

ドライバーから見えるよう、看板はできるだけ大きく、わかりやすい位置に設置した方がよい。

利用対象者を明示した看板を設置



取組 3

「思いやり駐車区画」の設置

障害者等用駐車区画とは別に、通常の駐車区画を活用し、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方が利用できる「思いやり駐車区画」を設置します。

【効果・特徴】

- 妊産婦など車いす使用者以外の利用によって、広いスペースの必要な車いす使用者が利用しにくくなることが考えられますが、既存の駐車施設で障害者等用駐車区画を増設するには、新たにスペースを確保するため駐車区画の配置を変更する必要があり、物理的な制約や事業者の負担も大きくなります。
- 車いす使用者以外は、広いスペースを必要としないことから、障害者等用駐車区画とは別に、通常の駐車区画と同等の広さの区画を、「思いやり駐車区画」として定めることで、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方が利用できる区画を増やすことができます。
- 利用者調査においても、約39%（513人中200人）の利用者が、通常の駐車区画とは区別された、優先的に利用できる区画があれば利用したい、と回答しています。

思いやり駐車区画とは

● 対象者

車いす使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障害者や聴覚・視覚障害者、その他の障害者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦など。

● 設置場所

可能な限り出入口に近い場所（障害者等用駐車区画に隣接した位置など）。

● 設置台数

各事業者の実情に応じて定める。

● 広さ

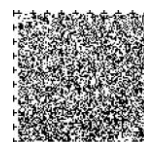
通常の駐車区画と同等（2.5m程度）。可能であれば3m程度とやや広めにする。

● 案内表示の設置

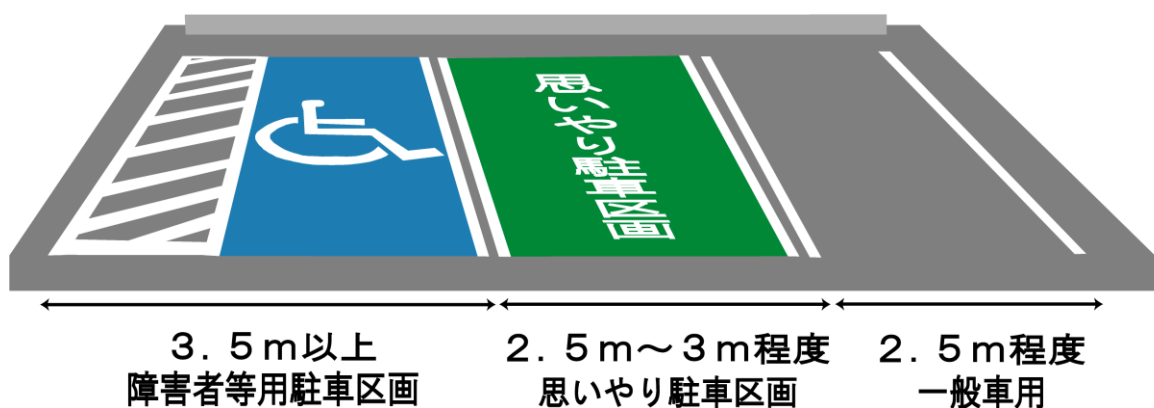
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。

● 区画の塗装

①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②障害者等用駐車区画とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない）。



【思いやり駐車区画の例】



事例 町田市 市立施設等28か所（平成25年3月現在）

【駐車場の概要】

（例）市庁舎駐車場 全195区画 うち「障害者等用駐車区画」 5区画
うち「思いやり駐車区画」 5区画

【具体的な内容】

- ・「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、市が都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画の設置に努めることとしている。
- ・障害者等用駐車区画は、障害者専用駐車場として運用している。
- ・思いやり駐車区画の対象者は、障害者、妊産婦・乳幼児連れの方、歩行が困難な高齢者、療養中・リハビリ中の方としている。

【導入の経緯】

平成18年に障害者等用駐車区画に駐車した妊婦と障害者でトラブルがあり、障害者以外の方についても優先駐車区画を設ける必要性が高まり、平成20年に導入した。

【導入後の効果】

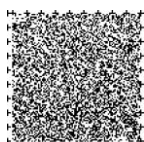
導入以降、要望や苦情等は発生していない。利用率は高く、満車になることも多い。

【導入にあたっての留意点】

対象者を示すマークや思いやり駐車区画の認知度向上などがこれからの課題。

思いやり駐車区画の取組例

利用対象者を示した看板



取組 4

誘導員や警備員による案内・巡回

誘導員や警備員を配置し、障害者等用駐車区画の利用者に対する案内や、巡回時の声かけなどを行います。

【効果・特徴】

- 利用者への案内や巡回時の声かけを行うことにより、必要のない人の駐車を抑止することができます。
- 利用者調査では、約48%（513人中247人）の利用者が、適正利用を推進するための対策として最も効果的と回答しています。
- 誘導員や警備員を新たに配置するにはコストがかかりますが、すでに配置されている施設では、運用（巡回の強化等）により対応できます。
- 施設管理者調査では、約34%（514施設中177施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約38%（388施設中146施設）が導入しています。

カラーコーンを置く際の留意点

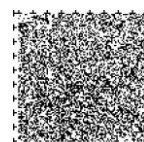
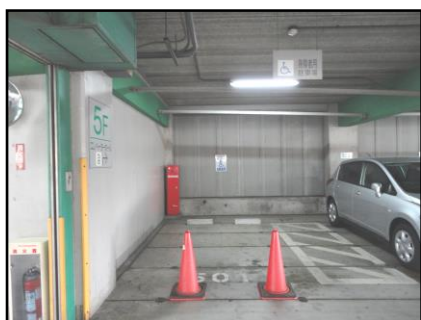
カラーコーン等を置いて場所を確保し、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も効果的です。

ただし、カラーコーン等を駐車区画の中央に置く場合は、すぐに移動できる体制の整備が必要です。

移動できる体制が整えられないときは、駐車区画の中央に置くのではなく、横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降りて建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置しましょう。

（車いす使用者等にとっては、コーンを移動するのは困難な場合があります。）

○ カラーコーンを駐車区画の中央に置く ◎ カラーコーンをゼブラゾーンに置く



【駐車場の概要】

全437区画　うち「障害者等用駐車区画」15区画

【具体的な内容】

- ・区画の中央にカラーコーンを設置している。
- ・「ご利用の際は、駐車場管理室まで連絡して下さい。」と記載し、連絡先もあわせて記載した紙をカラーコーンに貼っている。
- ・原則的に管理室に連絡をもらった後、警備員が取り外しに行くようにしている。
- ・当初はすべての区画にカラーコーンを置いていたが、利用率の高い地下2階はその後撤去した。

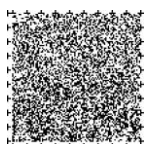
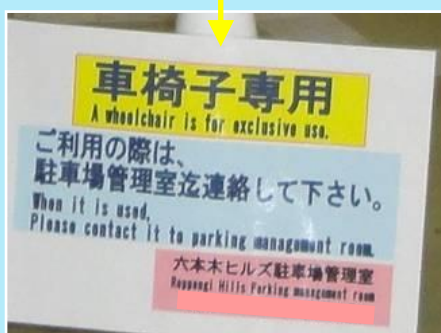
【導入後の効果】

当初からカラーコーンにしているため、導入による効果は分からないが、連絡のあったときは速やかに取り外すよう運用しており、一定の抑止力になっている。

【導入にあたっての留意点】

- ・地下4階など区画までの位置が遠いと、電話を受けてから警備員がコーンを取り外しに行くのに時間がかかってしまう場合がある。
- ・連絡なしに自らコーンを移動して駐車している車両については、外見だけでは対象者が乗車しているのか判別が困難。

連絡先を明示したカラーコーン



取組 5

利用対象者に許可証や利用証を交付

施設管理者が、独自に利用対象者に対して許可証・利用証を発行し、利用の際にダッシュボード上に掲示してもらいます。

【効果・特徴】

- 利用するには許可証・利用証の掲示が必要となるため、不適正利用を防止する効果が高いです。
- 施設管理者調査では、約7%（514施設中35施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約2%（388施設中9施設）が導入しています。

事例 1 ダイエー成増店（中小規模の物販店・板橋区）

【駐車場の概要】

全191区画 うち「障害者等用駐車区画」 4区画

【具体的な内容】

- ・ サービスカウンターにて、許可証を発行している。
- ・ 許可証はフロントガラスに掲示してもらう。
- ・ 対象者は、障害者手帳、母子手帳をお持ちの方。
- ・ 申請は、本人だけでなく、代理人でも可能。
- ・ 障害者は有効期限なし、妊産婦は産後1ヶ月まで。
- ・ 一時来店者や未取得者には、仮の許可証を交付している。

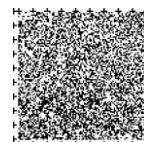
【導入後の効果】

以前は苦情が多かったが、この半年間では、苦情は1回のみ。

【導入にあたっての留意点】

有効期限がきたら回収する、住所・連絡先の管理など、許可証の管理をしっかりとすることが重要である。

店舗で発行している許可証



事例2 多摩市総合福祉センター（医療・福祉施設）

【駐車場の概要】

全70区画

うち「障害者等用駐車区画」 8区画

その他優先区画 12区画

【具体的な内容】

- ・登録制で、窓口にて許可証を発行している。
- ・対象者は公安委員会の発行する「駐車禁止除外指定」標章の条件に準ずる。
- ・対象外の場合であっても、申請者に特別の事情があれば発行している。
- ・対象者が同乗者である場合も許可証を発行しているが、運転者のケースが多い。
- ・許可証はダッシュボード等、外から見える場所に掲示してもらう。
- ・有効期限は1年。
- ・許可証が明示されていない場合、警備員から事務所に連絡がある。もし移動が必要な場合には、館内放送で移動してもらうように呼びかける。

【導入の経緯】

必要な方がとめることができない、という苦情があり、平成21年から導入した。

【導入後の効果】

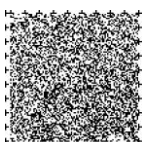
導入後、苦情はない。

【導入にあたっての留意点】

障害者区画等に駐車する際に許可証がいることを、入り口の看板で案内している。

施設で発行している許可証

多摩市総合福祉センター	No.001
身体障がい者専用スペース駐車許可証	
多摩 300 あ 12-34	
平成 年 月 日 発行（発行日より1年間有効）	
発行：多摩市総合福祉センター 管理係	
●この許可証は「総合福祉センター2F駐車場身体障がい者専用スペース」にのみ有効です。 ●必要がなくなった場合は直ちに返還してください。	



取組 6

専用ゲートの設置

障害者等用駐車区画の出入口に専用ゲートを設置し、利用対象者が来たときのみゲートを開放します。

【効果・特徴】

- 新たな施設整備が必要となりますが、対象者以外の駐車を物理的に制限できるため、確実な効果が見込まれます。
- 複数の区画をまとめてゲートを1つだけ設置する「集約型」、1区画ごとに設置する「個別区画型」があります。
- 施設管理者調査では、約13%（514施設中66施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約4%（388施設中15施設）が導入しています。

事例 1 文京区役所（官公庁）

【駐車場の概要】

全130区画 うち「障害者等用駐車区画」6区画

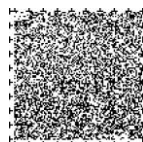
【具体的な内容】

- ・駐車場の前にロック板を設置している。4台は常に板が上がっている。
- ・対象者の厳密な基準はなく、入り口で警備員が、車両に障害者等のマークがある場合に、区画に誘導する。
- ・ロック板の下がっている区画が満車になった場合、警備員が他の区画のロックを下げるに行く。
- ・ロック板の上げ下げは、リモコンで行う。

【導入後の効果】

警備員がロック板の上げ下げを行うので、駐車車両の確認ができるようになった。

個別区画型のゲート



事例2 イオンモールむさし村山（大規模の物販店・武蔵村山市）

【駐車場の概要】

全4,000区画　うち「障害者等用駐車区画」47区画

【具体的な内容】

- ・施設への出入口が複数あるため、メインの中央出入口付近に集約型の専用ゲートを2箇所設置している（うち、西側15区画、東側6区画）。
- ・対象者は、障害者手帳、母子手帳をお持ちの方、けがをされている方としている。
- ・ゲートにセンサーがついており、車が近づくとゲートが上がる仕組みになっているため、入庫は自由だが、出庫時にサービスカウンターでお渡しするコインが必要。
- ・コインをお渡しするときに、手帳などにより確認している。
- ・今後、ゲートに入庫する際、障害者等用の区画であることを音声でアナウンスするよう、設備を追加する予定である。

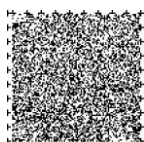
【導入後の効果】

当初から設置しているため、導入による効果は分からないが、特に苦情はない。また、利用に当たっては対象者であるか確認ができる。ただし、繁忙日には区画が埋まり、とめられなくなることもある。

【導入にあたっての留意点】

利用者によっては、該当者だが手帳等を見せたくないという人もいるため、柔軟な対応が必要。

集約型のゲート



取組 7

館内放送・ポスター等による周知

館内放送やポスターを掲示することにより、障害者等用駐車区画を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用は控えるよう呼びかけます。

【効果・特徴】

- 館内放送を行う、ポスターを駐車場内や店舗内に掲示するなどにより、運転手などに向けて適正利用に向けた理解促進を図ることができます。
- 施設管理者調査では、約12%（514施設中61施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約4%（388施設中17施設）が導入しています。

事例 アリオ亀有（大規模の物販店・葛飾区）

【駐車場の概要】

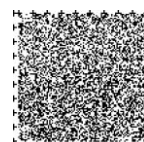
全2,000区画 うち「障害者等用駐車区画」30区画

【具体的な内容】

- ・テープに録音したものを放送している。
- ・「障害者用駐車場には、一般の方はとめないでください」という内容。
- ・土日祝日の夕方に不適正利用を見かけるため、土日祝日の午後に3回程度放送している。

【導入後の効果】

館内にいるすべての人に呼びかけるため、一定の抑止力がある。



取組 8

不適正利用車両への警告文書の貼付

施設管理者が、必要のない人の利用を控える旨の記載をした文書を、駐車している車のワイパーに挟みます。

【効果・特徴】

- 施設管理者から、運転手に対して注意喚起を直接働きかけることができます。
- コストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約19%（514施設中95施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約12%（388施設中46施設）が導入しています。

事例 中央区ほっとプラザはるみ（スポーツ施設）

【駐車場の概要】

全32区画 うち「障害者等用駐車区画」1区画

【具体的な内容】

- ・ 車にステッカーが貼ってあるかどうかや、車内を覗いてみて貼付の判断をする。
- ・ 回数は年5～6回程度。

【導入後の効果】

施設側が注意をすることで、一定の抑止効果がある。

【導入にあたっての留意点】

一般車両と対象車両の判別が難しいことがある。

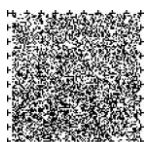
警告文書の例

身障者専用の駐車スペースです。

駐車禁止

ご協力の程、お願い申し上げます。

ほっとプラザはるみ防災管理室



◇ 東京都における取組について

適正利用を推進するためには、まず健常者のモラルやマナーの向上を図り、障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深めてもらうことが重要です。あわせて、必要としている方が利用しやすい環境をつくっていく必要があります。

そのため、東京都においては、以下の取組を行っていきます。

取組その1 ポスター、リーフレットによる普及啓発

障害者等用駐車区画を必要としている人がいること、必要のない方は使用しないことを周知し理解を深め、モラルやマナーの向上を図るため、ポスター・リーフレットを作成し、都内の駐車施設等で掲示・配布してもらうよう働きかけていきます。

《ポスター》



《リーフレット》



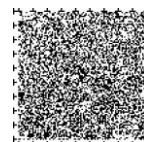
取組その2 公共施設における適正利用に向けた取組

本ガイドラインで紹介した取組について、東京都が設置している施設の駐車場において率優先的に取り組むとともに、区市町村に対しても同様に働きかけていきます。

《東京都庁での取組》



《八王子市役所での取組》



取組その3

障害者等用駐車区画を利用する際にシンボルマーク等を掲示する方法を周知

- 障害者等用駐車区画の利用に当たり、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方の中には、外見からは分かりにくいなど、健常者であると周囲から誤解を受ける場合もあります。
- そこで、利用する方が、自分が障害者等用駐車区画を必要としていることを外見から分かりやすくするために、区画を利用する際にシンボルマーク等を車外から見える位置に掲示する方法について、利用者や施設管理者に周知していきます。
- この取組により、駐車施設を利用する様々な方に、障害者等用駐車区画の理解を深めてもらい、適正利用に役立てていきます。
(施設管理者においては、これらのマークが掲示されている際には、その示す内容をご理解いただき、施設管理にも役立ててください。)

【掲示の具体的方法】

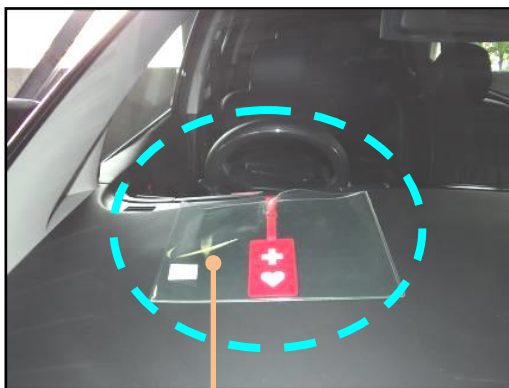
当該区画の利用者が、利用対象者であることを示すシンボルマーク等を、ダッシュボード上に掲示、または車内ミラーに吊り下げる。

このほかに、すでに行われている方法として、標識等を車体に貼り付ける方法もあります。

マーク等の掲示方法（標準的な方式）

掲示位置

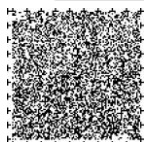
《ダッシュボード上に掲示》



《車内ミラーに吊り下げ》



市販のケースなどに入れて目立つように掲示



◆ 掲示するシンボルマーク等の例について

掲示するシンボルマーク等は、すでに様々な種類のものが普及しているため、対象者が手持ちのものを活用してもらいます。（ただし、施設管理者が、独自に許可証や利用証を発行している場合は除きます。）

また、障害者等用駐車区画の利用に当たっては、これらのマーク等を持っていればすべて利用の対象となるものではなく、歩行に配慮が必要な方であることに留意が必要です。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を示すマークです。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付せられている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

ハート・プラスマーク

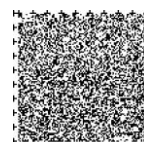


内部障害・内臓疾患を示すマークです。

マタニティマーク



妊産婦を示すマークです。



(参考) 障害者等用駐車区画の適正利用に関するアンケート調査の結果について

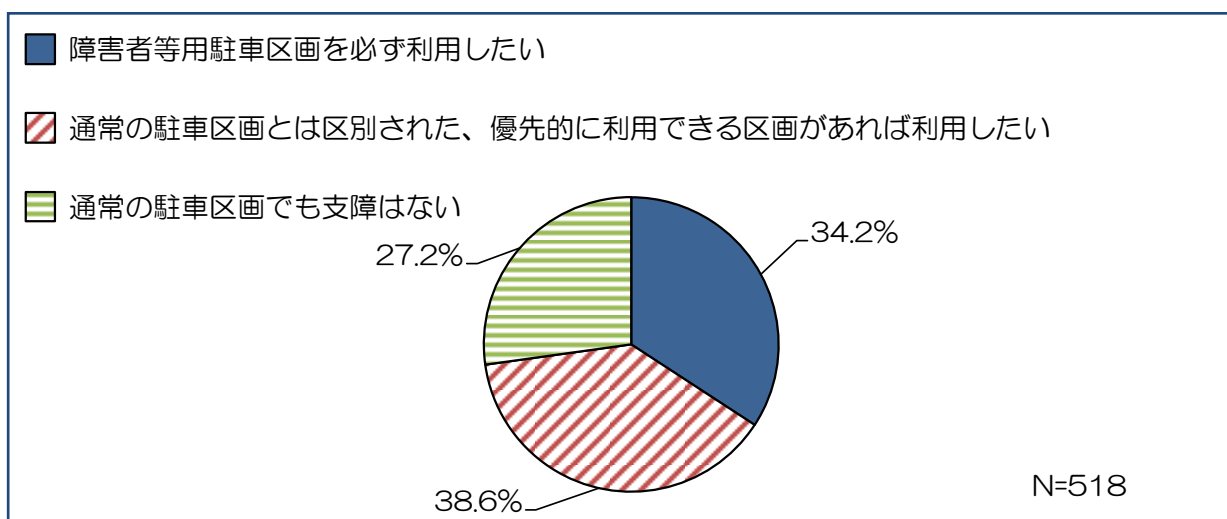
東京都では、平成24年に障害者等用駐車区画の適正利用に関するアンケート調査を実施しました。

- ・利用者調査：外出の際に車いすを使用している障害者や高齢者など
(回答数534)
- ・施設管理者調査：障害者等用駐車区画を有する物販店や飲食店などの施設
(回答数569)

障害者等用駐車区画の利用に関して

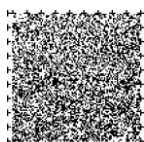
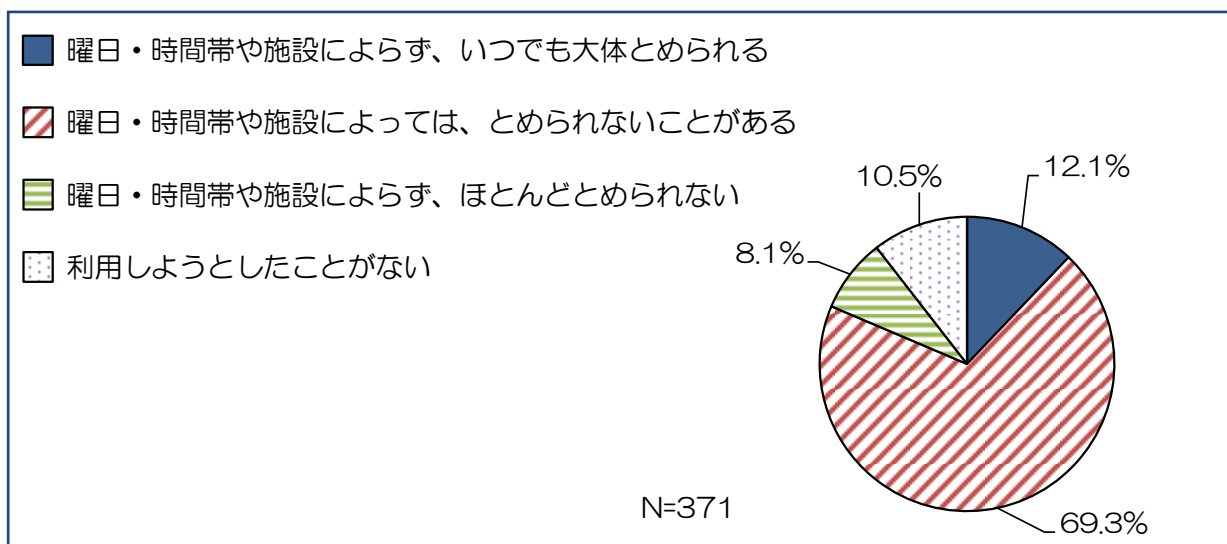
● 障害者等用駐車区画の利用意向（利用者調査より）

「必ず利用したい」は34.2%、「通常の駐車区画とは区別された、優先的に利用できる区画があれば利用したい」は38.6%であり、利用意向は7割を超えている。



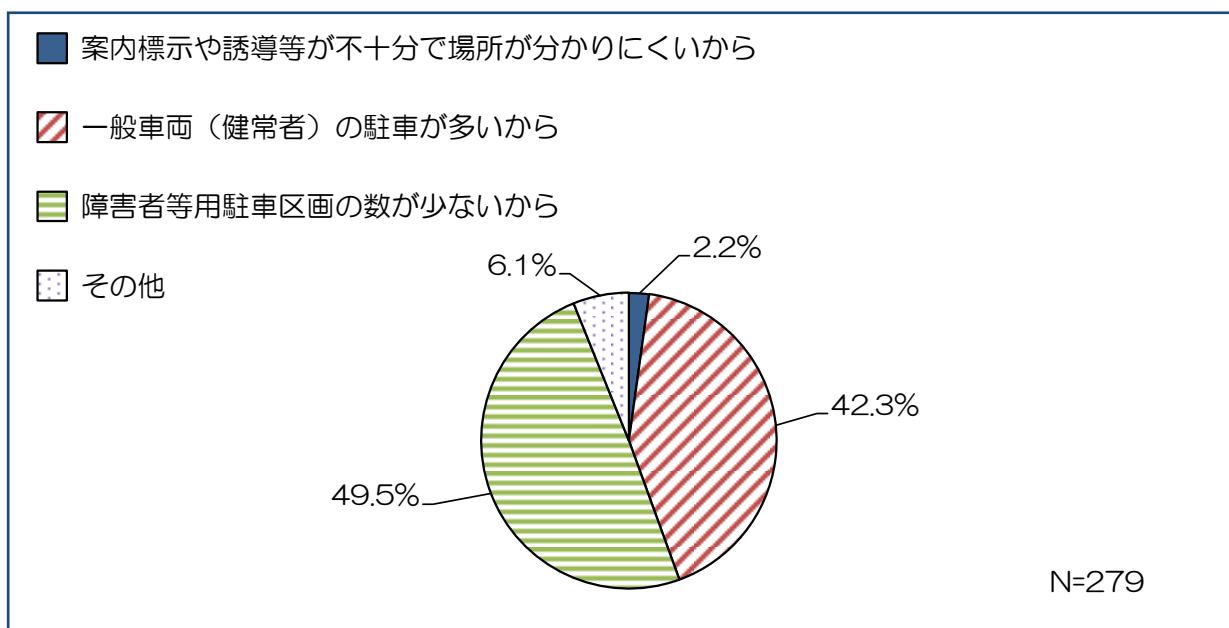
● 障害者等用駐車区画のとめやすさ（利用者調査より）

曜日・時間帯や施設によってはとめられないとの意見が大半を占める。



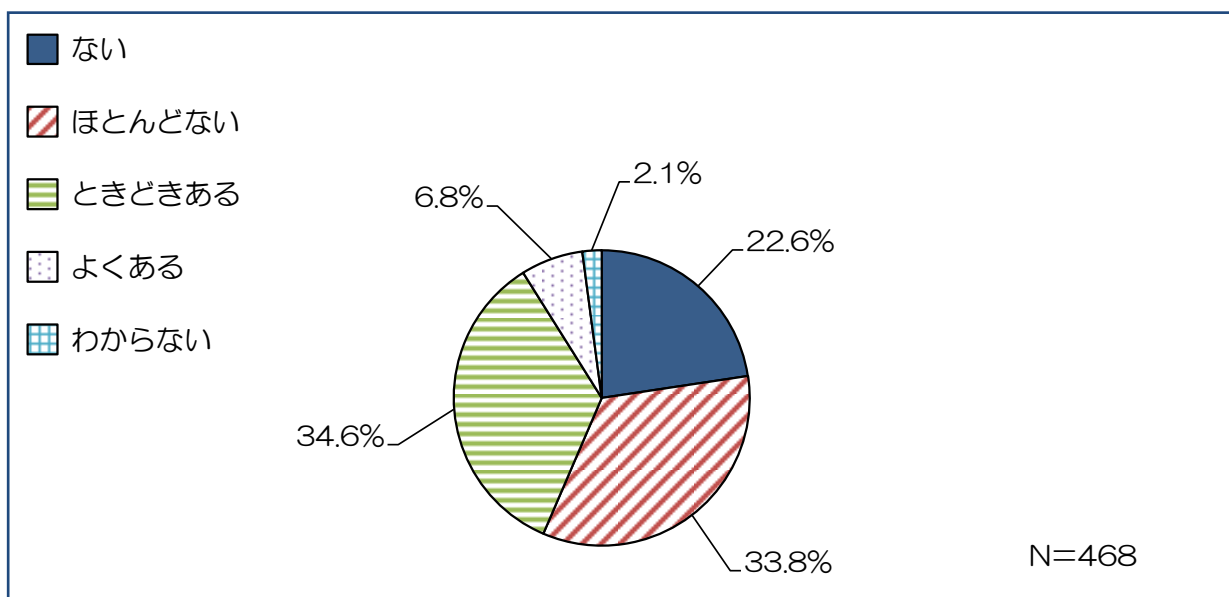
● 障害者等用駐車区画を利用できない原因（利用者調査より）

- ・ 健常者の駐車が多い（42.3%）
- ・ 障害者等用駐車区画の数が少ない（49.5%）



● 健常者による不適正な駐車状況（施設管理者調査より）

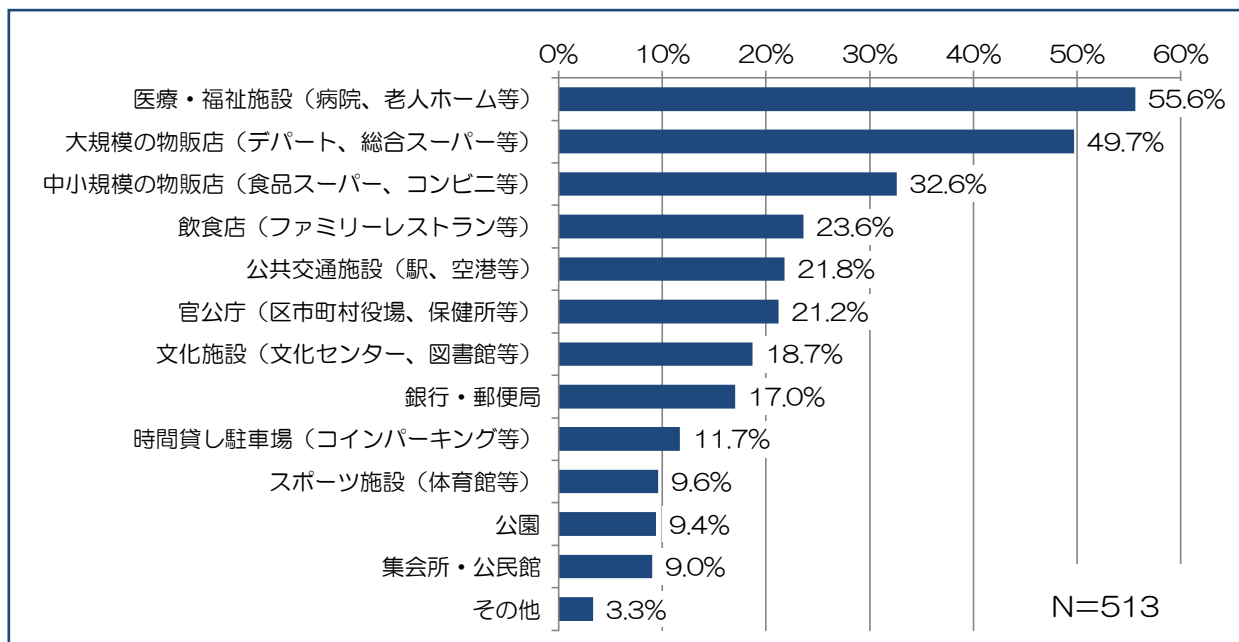
施設管理者においても、健常者の不適正な駐車が「ときどきある」と「よくある」を合わせて41.4%となっている。



適正利用に向けた対策などに関して

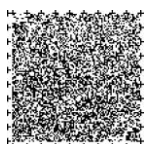
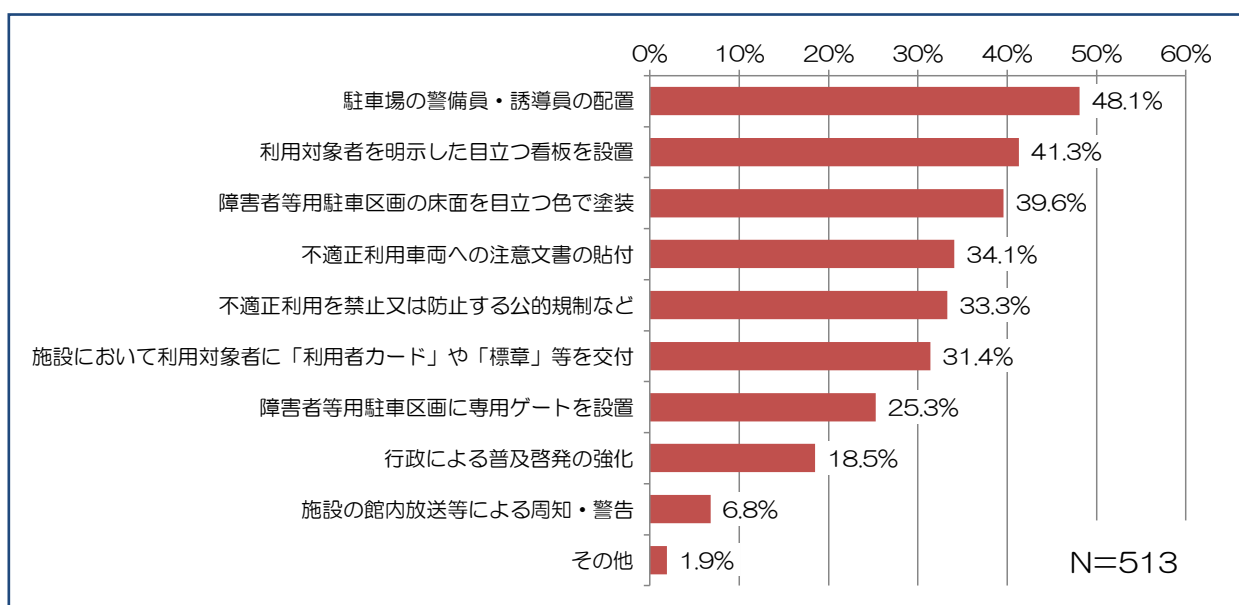
● 適正利用を特に推進してほしい施設（利用者調査より）

適正利用は、医療・福祉施設や大規模物販店、飲食店等、日常的に利用する様々な施設で求められている。



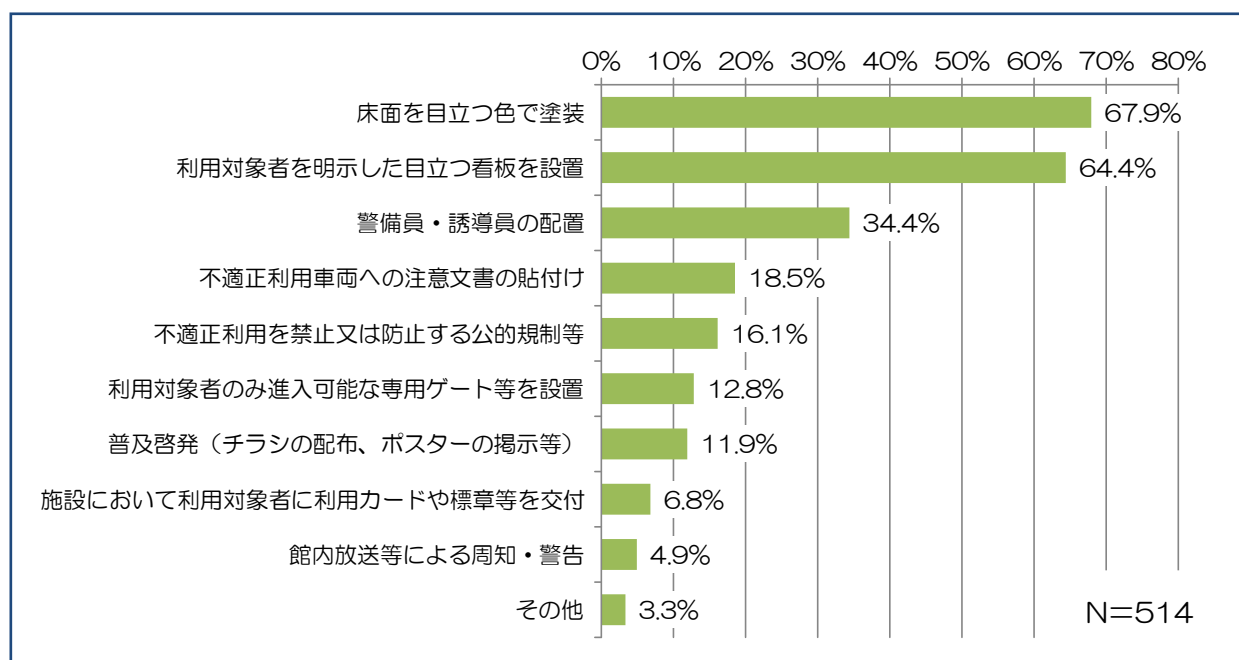
● 適正利用のために有効と考える対策（利用者調査より）

利用者が有効と考える対策は、「警備員・誘導員の配置」、「利用対象者を明示した看板の設置」、「床面を目立つ色で塗装」などとなっている。



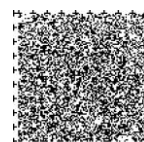
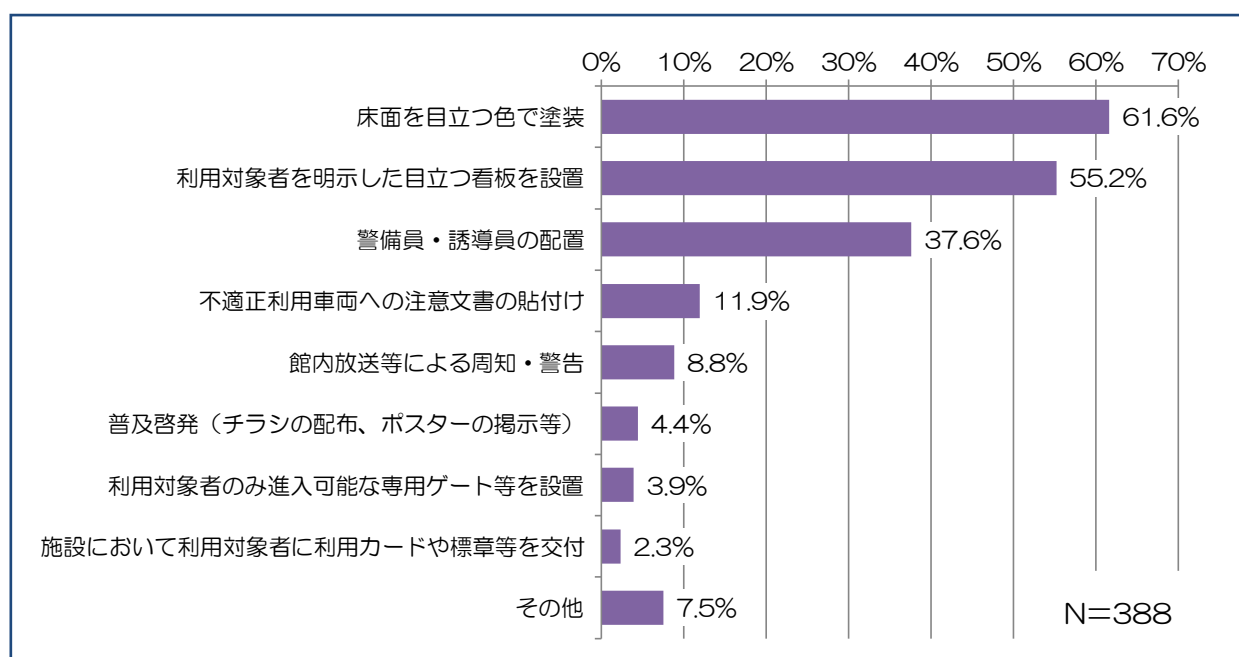
● 適正利用のために有効と考える対策（施設管理者調査より）

施設管理者が有効と考える対策は、「床面を目立つ色で塗装」、「利用対象者を明示した看板の設置」、「警備員・誘導員の配置」などとなっている。



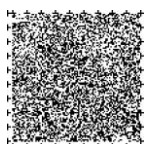
● 適正利用のために実施している対策（施設管理者調査より）

実施している対策としては、「床面を目立つ色で塗装」、「利用対象者を明示した看板の設置」、「警備員・誘導員の配置」が多くなっている。



障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン

発行 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎26階北側
電話 03-5320-4047（直通）
FAX 03-5388-1403
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>



登録番号（25）176